

言 � 渡	平成 25 年 12 月 12 日
交 付	平成 25 年 12 月 12 日
裁判所書記官	

平成 25 年(ワ)第 17580 号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成 25 年 11 月 19 日

判 決

[REDACTED]
原 告

訴訟代理人弁護士 荒 井 哲 朗

東京都千代田区内神田二丁目 7 番 9 号

被 告 株式会社ロイヤルトラストインターナショナル

代表者代表取締役 菅 原 [REDACTED]

[REDACTED]
被 告 菅 原

[REDACTED]
被 告 古 内

被告ら訴訟代理人弁護士 河 内 謙 策

主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帶して、1133万2700円及びこれに対する平成 25 年 7 月 17 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事実及び理由

第 1 請求

主文と同旨

第 2 事案の概要

1 請求原因の要旨

本件は、代金を 300 回 (25 年) の分割払とする「金・白金地金売買契約」を

被告株式会社ロイヤルトラストインターナショナル（以下「被告会社」という。）との間で締結した原告が、違法な差金決済契約を締結して金銭を騙取されたとして、被告会社、被告会社の代表取締役被告菅原■（以下「被告菅原」という。）及び原告に本件取引を勧誘した被告会社の従業員被告古内■（以下「被告古内」という。）に対し、共同不法行為責任（民法719条1項、709条）に基づき、連帶して、未返還交付金員相当損害金1033万2700円及び弁護士費用相当損害金100万円の合計1133万2700円の損害賠償とこれに対する平成25年7月17日（被告らに対する最終の訴状送達の日の翌日）から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原告は、上記請求と選択的に、被告会社に対し被告古内の使用者責任（民法715条）、被告菅原に対し会社法429条に基づく損害賠償責任をも主張する。

2 爭いのない事実

（1）当事者

原告は、昭和6年■生（82歳）の高齢者である。

被告菅原■は、平成22年5月24日から現在に至るまで被告会社の代表取締役であり、被告古内■は、原告に後記（2）の金・白金地金売買契約（本件取引）を勧誘した被告会社の従業員である。

（2）本件取引

① 契約1

平成24年6月6日、原告方を訪問した被告古内は、被告会社発行のパンフレット（別紙1）を原告に示して金地金売買契約の締結を勧誘し、原告との間で被告会社を売主、原告を買主とする別紙2契約書（甲2の1）のとおりの金地金売買契約を締結した。契約内容は、金地金数量1.5kg、契約販売価格4252円/g、購入代金637万8000円（消費税込、以下同じ。）を平成24年6月6日に60万円（第1回の支払）、同月以後平成49年5月まで、毎月末限り1万9300円（但し、最終回は2万6600円）を300回（初回を含む。以下同じ。）に分けて支払

い、更に売買契約の手数料（購入代金の10%、以下同じ。）60万円（消費税込、千円未満切り捨て、以下同じ。）を支払うというものである。

原告は、契約時に、購入代金の第1回目の支払分60万円、契約手数料60万円、2回目から13回目までの分割金23万1600円（1回1万9300円）、合計143万1600円を現金で被告古内に手渡した。

② 契約2

平成24年6月7日、原告方を訪問した被告古内は、金地金売買契約の締結を勧誘し、原告との間で被告会社を売主、原告を買主とする別紙3契約書（甲3の1）のとおりの金地金売買契約を締結した。契約内容は、金地金数量1kg、契約販売価格4293円/g、購入代金429万3000円を平成24年6月7日に40万円（第1回の支払）、同月以後平成49年5月まで、毎月末限り1万3000円（但し、最終回は1万9000円）を300回に分けて支払い、更に売買契約の手数料40万円を支払うというものである。

原告は、購入代金の第1回目の支払分40万円、契約手数料40万円、合計80万円のうち、契約時に1万円を現金で被告古内に手渡し、平成24年6月26日に、残金79万円と2回目から13回目までの分割金15万6000円（1回1万300円）を現金で被告古内に手渡した。

③ 契約3

平成24年9月18日、原告方を訪問した被告古内は、金地金売買契約の締結を勧誘し、原告との間で被告会社を売主、原告を買主とする別紙4契約書（甲4の1）のとおりの金地金売買契約を締結した。契約内容は、金地金数量1kg、契約販売価格4497円/g、購入代金449万7000円を平成24年9月18日に40万円（第1回の支払）、同月以後平成49年8月まで、毎月末限り1万3700円（但し、最終回は1万4400円）を300回に分けて支払い、更に売買契約の手数料40万円を支払うというものである。

原告は、契約時に、購入代金の第1回目の支払分40万円、契約手数料40万円、

合計80万円を現金で被告古内に手渡した。

④ 契約4

平成25年1月22日、原告方を訪問した被告古内は、金地金売買契約の締結を勧誘し、原告との間で被告会社を売主、原告を買主とする別紙5契約書（甲5の1）のとおりの金地金売買契約を締結した。契約内容は、金地金数量2.5kg、契約販売価格5050円/g、購入代金1262万5000円を平成25年1月22日に125万円（第1回の支払）、同月以後平成49年12月まで、毎月末限り3万8000円（但し、最終回は5万1000円）を300回に分けて支払い、更に売買契約の手数料125万円を支払うというものである。

この契約は、契約1、2で購入した金2.5kgを買い替える形でされており、上記各契約の清算金288万9100円のうち、125万円を第1回の支払分、125万円を契約手数料、15万2000円を2回目から5回目までの分割金（1回3万8000円）に充当し、残りの23万7100円のうち、7万6000円は平成24年9月18日契約（契約3）の2回目から6回目まで及び7回目の一部の分割金（1回1万3700円、7回目は7500円）に充当し、16万1100円は被告古内から平成25年1月24日に現金で返金を受けた。7回目の分割金の残金6200円は、平成25年4月10日に現金で被告古内に手渡した。

⑤ 契約5

平成25年4月10日、原告方を訪問した被告古内は、金地金売買契約の締結を勧誘し、原告との間で被告会社を売主、原告を買主とする別紙6契約書（甲6の1）のとおりの金地金売買契約を締結した。契約内容は、金地金数量1kg、契約販売価格5242円/g、購入代金524万2000円を平成25年4月10日（契約書の平成24年は誤記）に50万円（第1回の支払）、同月以後平成50年3月まで、毎月末限り1万5800円（但し、最終回は3万3600円）を300回に分けて支払い、更に売買契約の手数料50万円を支払うというものである。

原告は、購入代金の第1回目の支払分50万円、契約手数料50万円、合計10

0万円を平成25年4月23日に現金で被告古内に手渡した。

⑥ 契約6

平成25年4月23日、原告方を訪問した被告古内は、金地金売買契約の締結を勧誘し、原告との間で被告会社を売主、原告を買主とする別紙7契約書（甲7の1）のとおりの金地金売買契約を締結した。契約内容は、金地金数量4kg、契約販売価格4781円／g、購入代金1912万4000円を平成25年4月23日に180万円（第1回の支払）、同月以後平成50年3月まで、毎月末限り5万7900円（但し、最終回は6万9800円）を300回に分けて支払い、更に売買契約の手数料180万円を支払うというものである。

原告は、購入代金の第1回目の支払分180万円、契約手数料180万円、合計360万円を平成25年4月24日に現金で被告古内に手渡した。

⑦ 契約7

平成25年5月9日、原告方を訪問した被告古内は、白金地金売買契約の締結を勧誘し、原告との間で被告会社を売主、原告を買主とする別紙8契約書（甲8の1）のとおりの白金地金売買契約を締結した。契約内容は、白金地金数量2kg、契約販売価格4980円／g、購入代金996万円を平成25年5月9日に90万円（第1回の支払）、同月以後平成50年4月まで、毎月末限り3万0300円（但し、最終回は3万0600円）を300回に分けて支払い、更に売買契約の手数料90万円を支払うというものである。

原告は、購入代金の第1回目の支払分90万円、契約手数料90万円、合計180万円を契約時に現金で被告古内に手渡した。

⑧ 契約8

平成25年5月13日、原告方を訪問した被告古内は、金地金売買契約の締結を勧誘し、原告との間で被告会社を売主、原告を買主とする別紙9契約書（甲9の1）のとおりの金地金売買契約を締結した。契約内容は、金地金数量1kg、契約販売価格4887円／g、購入代金488万7000円を平成25年5月13日に45

万円(第1回の支払)、同月以後平成50年4月まで、毎月末限り1万4800円(但し、最終回は2万6600円)を300回に分けて支払い、更に売買契約の手数料45万円を支払うというものである。

原告は、購入代金の第1回目の支払分45万円、契約手数料45万円、合計90万円を平成25年5月16日に現金で被告古内に手渡した。

(3) 本件取引による出入金

本件取引による原告の出入金は、別紙10出入金一覧のとおりであり、出金合計額1322万1800円から入金合計額288万9100円を差し引いた残額は、1033万2700円となる。

(4) 中途解約と換金に関する契約条項

本件取引の契約書(別紙2~9)第11条(中途解約と換金)には、「1 契約者は、本件売買契約を当社に解約通知を行うか、書面により解約通知をすることにより解約できます。2 当社は、前項の解約通知を受領した場合、10営業日以内に次の各号に従い計算して、契約者に対して清算金を支払わなければなりません。(1) 契約者が支払われた金額から第6条4項の手数料を当社が控除します。(2)当社は、本条1項の解約通知を受領した日の、当社が提示する買取価格から第6条3項の金・白金地金購入代金の差額金を計算します。(3) 契約者が解約時までに支払った購入総代金より本項1号を控除して本項2号を合算して清算金を契約者に返還いたします。清算金は、以下のように算出されます。初回支払い金(手数料を差し引いた金額) +これまでに支払った分割払い金の合計に、購入価格と解約日の買取価格との差額を計算して、清算金をお支払いいたします。」と定められている。また、価格が20%下落した場合に自動的に取引を解約する「ロスカット制度」が設けられている。

3 原告の主張(請求の原因)

(1) 違法性

本件取引は、契約時の価格で金・白金を購入したこととして、第1回分として相

当額を支払わせた上、残額を300回の分割払とし、その全額を支払ってはじめて金等の引渡しを受けうこととなり、それまでの間、将来の任意の時点で中途解約をすることができ、そのときには、被告会社が定める金額と契約時の価格との差額を清算する、というものである。例えば平成24年9月18日付の契約（契約3）についてみると、同日に金1kgを1gあたり4497円、購入代金449万7000円、手数料40万円で購入し、同日80万円を支払い、残額は平成49年8月まで毎月1万3700円（最終回は1万4400円）の分割で支払い、将来の任意の時点で中途解約をして差金の授受をする、というものである。

本件取引は、「金・白金地金売買契約」と称しているものの、上記の仕組みに照らし、将来の金等価格によって差金決済をする私的差金決済契約であって（一般に差金決済契約とは、差金の授受により契約関係から離脱できるものをいい、本件取引はこれに該当する。）、本件取引は、取引の仕組み自体、取引公序に著しく反するものとして違法であり、被告らが、このようなあからさまな詐欺商法を作出してこれを口実に原告に金銭を交付させたことは、原告に対する不法行為を構成する。

本件取引のような「私設」「現物まがい」「証拠金」（差金決済時には売買総代金について差損益が生じ、1回目の支払金額と売買総額との間にレバレッジがかかっていると見ることができる。）取引である私的差金決済取引は、賭博罪・賭博場開張図利罪として刑事罰を以て禁止される行為を、あたかも何らかの真っ当な取引であるかのような外観を生じさせて、高率の手数料を徴求し（貴金属の価格で利ざやを得ようとする取引をしたいというのであれば法律で整備された国内の先物取引を行えば足りるのであって、手数料も本件取引の方が圧倒的に割高である。）、一方的に「証拠金」（その趣旨を持つ第1回目の支払金員）を徴求し、差損益計算に大きな影響を及ぼす差金決済指標である金等現物価格を一方的に業者において決定することとして（レートは勝手に設定できるから、損失も利益もいかようにでも加減しうる。つまり、本件における原告の「損失」は、被告会社によっていかようにも増減できる。）、被告会社において、業として、図利目的で、常習的に行われるものであり、そのよ

うなものであると聞かされれば通常人であればこのような取引を行うとはおよそ考えられないから、本件商法はそれ自体「いかさま賭博」、「詐欺賭博」とでもいはかはない。これをあたかも何らかの真っ当な商品であるかのように誤信させて利益相反状況その他の顧客に不利益な事情を悉く秘したまま一般消費者を勧誘してこれを行わせて金銭の交付を受ける行為は、公序良俗に著しく反し、私法上も不法行為を構成させるに十分な違法性を有する。

仮に本件取引が適法に存在する余地があったと仮定しても、その仕組み及びリスクの態様（価格変動リスクのみでなく、その決定権者が一方当事者である被告会社であることからくるリスク、情報収集の困難性からくるリスク、分別管理が十分になされていないリスク、信用リスク（被告会社が全顧客の購入量に反対する売ポジションを持つ状態となるから、被告会社が顧客に対して被告会社に有利になるよう変動を強引に誘導できなければ、金の価格が上がれば被告会社は一瞬にして破綻してしまう。）、益金の支払を受けることができない可能性が高いという司法リスク、利益相反状況で取引の勧奨を受けるリスク、高齢者であるが故の判断能力低下のリスク）からして、原告の属性（専ら年金によって生計を立て、余裕資産のない、独居高齢者）に照らして、上記のような仕組みで総額6700万6000円（手数料のみでも530万円）もの貴金属を購入させ、貴金属の受け取りは原告が実に106歳を迎えてからになるという本件取引を勧誘し、取引を開始させ、継続させることは、適合性原則に著しく反し、違法である。

（2）被告らの責任

被告古内は、上記のような属性の高齢の原告に対し、浄水器の点検をするなどと偽って上がり込み、「金、買ったことある？お金を積んである程度経てば延べ棒をもらえるから。金は上がるんだよ。金だけは絶対に下がらない。良い思いをさせてあげたい。」などと申し向けて、さらに「金がどんどん上がっているから。こんなに上がることないからもうちょっと買ってくれませんか。悪いようにはしないので。いつか喜んでもらえるようにするから。」などと言って上記のとおり違法な差金決済契

約を締結させ金銭を騙取したものであり、不法行為責任を負う（民法709条）。

本件商法の経過・態様に照らし、これが被告会社において偶発的に発生したものではなく、被告会社による組織的詐欺商法の一発現であることが明らかであるから、被告会社は、被告会社内の使用者としての責任を負うばかりではなく、法人として固有の責任をも負うというべきである（民法715条、民法709条）。

そして、上述のとおり、被告らは各自共同して、本件詐欺商法において不可欠な役割を担っていたといえ、被告らはすべて共同不法行為責任を負う（民法719条1項、709条）。

本件被害当時、被告会社の代表取締役であった被告菅原は、同社の営業が適法なものとなるように業務執行を行うべきであったのに、あえてこれをせず、違法勧誘を行わせたものであるからその業務執行について任務懈怠があり、その任務懈怠に少なくとも重大な過失があったことは明らかであるから、会社法429条に基づく損害賠償責任を負う。

4 被告らの主張（取引の違法性についての反論）

（1）先物取引類似の私的差金決済取引との主張について

本件取引は、先物取引ではなく、現物取引であるから、本件取引を違法な先物取引と言うことはできない。

商品先物取引法2条3項1号においては、先物取引が「当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買取引であって、当該売買の目的物となっている商品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によって決済することができる取引」と規定されている。先物取引においては、当事者が契約時において定める価格は「将来の一定時期の対価」であるが、本件取引の金の値段は、契約成立時の金の値段であり、契約が長期の契約においても、25年後の金の値段ではない。本件取引は、契約成立時点で売買契約が成立するもので、代金の支払と現物の引渡しが、たとえば25年後になるという仕組みにすぎない。すなわち本件取引は、「当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買取引」

にはあたらないから、差金決済部分の問題を論ずるまでもなく、本件取引は先物取引ではない。差金決済可能性を捉えて、これを先物取引であるとする原告の立場は、実定法の解釈を離れて独断的見解を主張しているに過ぎない。

（2）賭博との主張について

本件取引は、公序良俗に反する賭博行為にもあたらない。

本件取引は、25年後に分割金がすべて支払われ、金の現物が渡されて終了する場合には、普通の売買契約の結了と同じで問題の生じる余地はない。買主が中途解約する場合も、中途解約をするかどうかは買主の自由である。中途解約をした場合の清算金は、契約成立時点の金の価格、中途解約した時点の金の価格、清算金の算定式の3要素で決まるが、契約成立時点の金の価格と清算金の算定式は契約書に書いてあり、中途解約時点の金の価格は、中途解約した日の東京工業品取引所の金・白金「標準取引」の1番限精算値（帳入値段）の価格と決められているから（別紙1のパンフレット5頁）、中途解約時点の金価格も客観的に決定され、被告会社の裁量の余地はない。清算金が発生するかどうか、その額はいくらか客観的に決まっている。中途解約をする前に中途解約の結果を知っているか、少なくとも知る可能性がある以上、結果についての支配可能性があり、結果は偶然の事情にもたらされたものとは言えない。プラスの清算金が発生する場合でも、マイナスの清算金が発生する場合でも、その額が客観的に確定すること、またその額を被告会社も買主も事前（中途解約をするという行為の前）に知っているか知る可能性がある以上、中途解約をもって「偶然の輸贏により利益の得喪を争う」とは言えないから、賭博ではない。

（3）適合性原則違反との主張について

本件取引においては、原告が認識能力、判断能力に欠けることはなかったこと、原告が一定の資産を持ちファンド投資・株式投資の経験を有していたこと、平成24年6月6日には原告の夫も同席の上説明がされて取引が開始されていること、平成25年4月10日や4月23日の取引では原告が金投資に積極的であったことを

合わせて考慮すれば、本件取引が適合性原則違反であるということはできない。

第3 裁判所の判断

1 本件取引の違法性について

商品先物取引法6条1項は、何人も、商品について先物取引に類似する取引をするための施設を開設してはならないと定め、商品市場類似施設の開設の禁止について定めている。そして、商品先物取引法2条3項は、この法律において「先物取引」とは、商品取引所の定める基準及び方法に従って、商品市場において行われる次に掲げる取引をいう、と定め、2条3項1号において、その取引につき、「当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買取引であって、当該売買の目的物となっている商品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によって決済することができる取引」を定めている。

前記争いのない事実によれば、本件取引は、商品先物取引法2条3項1号の規定に照らし、当事者が、将来の一定の時期（契約の25年後）において、商品（金又は白金）及びその対価（代金の一部である300回目の分割支払金）の授受を約する売買取引であって、当該売買の目的物となっている商品の買戻し（中途解約は、買戻しにあたる。）をしたときは差金の授受によって決済することができる取引にあたるといえる。したがって、被告会社が、別紙1のとおりのパンフレットを作成して広く顧客を勧誘している「ロイヤルセービング」と称する金・白金地金売買取引（本件取引も同じである。）は、当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買取引であって、当該売買取引の目的物となっている商品の買戻しをしたときは差金の授受によって決済することができる取引にあたるから、商品先物取引法2条3項1号に定める取引と同一の性質を有する取引であり、商品先物取引法6条1項にいう「先物取引に類似する取引」にあたる。

したがって、被告会社が、会社組織を設けて「ロイヤルセービング」と称する金・白金地金売買契約を勧誘していることは、商品先物取引法6条1項に反して、商品について先物取引に類似する取引をするための施設を開設していることになり、公

の秩序に反する違法行為である。

そして、25年後の決済時又は中途解約時における金価格は、契約時には確定できない偶然の事情により定まるものであるから、被告会社が、商品先物取引法6条1項に違反して商品市場類似施設を開設し、取引を勧誘して、契約時に分割支払金として代金の一部を受領し、かつ代金の10%相当の契約手数料を受領することは、何ら正当な理由もなく賭博行為を勧誘しているにすぎず、刑法186条2項に反して賭博場を開張して利益を図っているものと認められる。

したがって、このような違法な商品市場類似施設における取引であり、かつ違法な賭博にもあたる本件取引を勧誘して原告に契約を締結させた被告会社の行為は、民法709条の不法行為としての違法性を有する。

2 被告らの責任について

被告会社は会社の組織的な行為として、被告菅原は被告会社の代表取締役として、いずれも故意に上記の不法行為を行ったものであるから、民法709条により、本件取引をしたことによって原告が被った損害を賠償すべき義務がある。

被告古内は、本件取引が契約金額の1割にも相当する手数料を徴求した上で金・白金の売買代金を25年間300回もの分割払いとし、25年後の金又は白金の引渡しを約するという極めて異常な取引であり、一方で、金又は白金の先物取引が正規の取引所でされていることは新聞でもわかる常識であることからすれば、被告会社の従業員として本件取引を原告に勧誘するにつき、本件取引が違法な商品市場類似施設における取引であり、賭博としての違法性をも有する不法行為にあたることを認識することができたと認められる。したがって、被告古内には、本件取引を原告に勧誘するにつき、少なくとも過失があったと認められるから、民法709条により、本件取引をしたことによって原告が被った損害を賠償すべき義務がある。

3 損害について

被告らの不法行為によって原告が被った損害は、未返還交付金員相当損害金が、別紙10出入金一覧の出金と入金の差額の残額である1033万2700円となり、

弁護士費用相当損害金は、その1割に相当する100万円とするのが相當である。
以上の損害額合計は、1133万2700円となる。

4 結論

以上によれば、被告らは、民法709条、719条1項の共同不法行為責任に基づき、連帶して、原告に対し、上記損害額合計1133万2700円の損害賠償をするとともに、これに対する不法行為の後である平成25年7月17日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金を支払うべき義務がある。

東京地方裁判所民事第33部

裁判官 小林久起

(別紙略)

これは正本である。

平成25年12月12日

東京地方裁判所民事第33部

裁判所書記官 渡邊知子